

# 伊達市プレミアム付商品券取扱店募集要領

伊達市内に店舗のある商店等において使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

## 1. 取扱店参加資格

伊達市内（大滝区を含む）に店舗、事業所を有する事業者とします。

## 2. 商品券の種類・内容

### ○ プレミアム付商品券

1 商品券の額面	5,000円 / 1冊
2 販売額	4,000円 / 1冊
3 商品券の券種	商品券1枚あたりの額面 … 500円
4 利用期間	令和元年10月1日～令和2年2月28日
5 購入対象者	・令和元年度住民税非課税者 ・3歳未満の子が属する世帯の世帯主
6 購入限度	1人 5冊まで
7 販売方法	店舗販売（市内金融機関）

### ※ 商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- ・現金との換金、金融機関の預け入れ
- ・風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買

### 3. 商品券取扱い上の注意

- ① 取扱店のみでの使用とします。
- ② 現金との引き換えはできません。
- ③ 有効期限を過ぎると無効とします。
- ④ 釣銭は支払われません。
- ⑤ 盗難、紛失等に対し、その責任は負いません。
- ⑥ 受け取った商品券を換金せずに他の取扱店で使用してはいけません。
- ⑦ 取引（商品仕入れ等）には使用できません。

### 4. 商品券の取扱店登録に際して

- プレミアム付商品券の取扱いをお願いします。
- 利用された商品券は、伊達市役所において換金を受け付けます。
- 複数の店舗（支店）がある場合は、個別の店舗ごとにお申込みください。

### 5. 換金方法

- 換金手続き方法、期間等の詳細については、後日、参加登録店を対象にご案内いたします。

### 6. 申込方法

別紙取扱店登録申込書により、店名・住所・電話番号・担当者・振込口座等、必要事項をご記入の上、FAX、郵送、メールにて、または伊達商工会議所窓口までご持参ください。

取扱店登録申込書は、伊達商工会議所ホームページからもダウンロードすることができますので、どうぞご利用ください。

### 7. 募集期間

令和元年6月10日（月）から令和元年7月12日（金）までとします。

### 8. お問い合わせ

〒052-0015

伊達市旭町24番地

伊達商工会議所 業務推進課

TEL : 0142-23-2222

FAX : 0142-23-7115

E-Mail : t-watanabe@date-cci.or.jp